

令和9年度 水産庁船舶職員採用試験 受験案内

【2次募集】

(採用職種：機関士・通信士)

この試験は、水産庁に所属する船舶に乗り組み、採用職種の職務に従事する官職（「一般職の職員の給与に関する法律」による海事職俸給表（一）の職務の1級の官職）への採用試験です。

1. 採用職種及び採用予定数

機関士 1名

通信士 3名

2. 採用予定時期

原則として、令和9年4月1日の採用となります。

ただし、既卒者にあつては、令和9年4月1日前に採用することがあります。

3. 採用後の勤務場所

採用時は、水産庁に所属する船舶又は船舶予備員として水産庁漁政部漁政課に配属されます（水産庁に所属する船舶については、水産庁ホームページでご確認下さい。）

なお、水産庁は、国立研究開発法人水産研究・教育機構との間で船舶職員の人事交流を行っているため、将来的に、他機関に所属する船舶に勤務する場合があります。

4. 受験資格

(1) 機関士

次のいずれかに該当し、心身ともに健康である者

- ① 平成8年4月2日以降生まれであつて、大学若しくは大学校（修学年限4年のものに限る。）又は商船高等専門学校を卒業（専攻科等の乗船実習を修了）した者で、かつ、三級海技士（機関）以上の海技免許を有している者
- ② 令和9年3月又は令和9年9月までに大学若しくは大学校（修学年限4年のものに限る。）又は商船高等専門学校を卒業（専攻科等の乗船実習を修了）する見込みの者であつて、三級海技士（機関）の海技免許を取得見込みの者
- ③ 令和9年3月までに水産高等学校（専攻科に限る）を卒業（専攻科等の乗船実習を修了）する見込みの者であつて、三級海技士（機関）の海技免許を取得見込み、かつ二級海技士（機関）以上の筆記試験に合格した者

※ 採用時に三級海技士（機関）の海技士免許を取得していない場合は、採用を取り消す場合があります。

(2) 通信士

次のいずれかに該当し、心身ともに健康である者

- ① 昭和 61 年 4 月 2 日以降生まれであって、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士のいずれかの無線従事者の免許を有している者
- ② 令和 9 年 3 月までに大学、高等専門学校、専門学校又は水産高等学校（専攻科を含む。）を卒業する見込みの者であって、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士のいずれかの無線従事者の免許を取得見込みの者

※ いずれの職種も視力（矯正視力を含む。）は、両眼ともに 0.5 以上であること。
なお、健康診断書で異常がある場合には、受験できないことがあります。

《この試験を受けられない者》

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 受験手続

(1) 応募書類（各 1 部）

- ① 受験希望職種記入票（別紙 1）
- ② 履歴書（写真貼付）
- ③ 健康診断書（検査項目は別紙 2 を参照）
- ④ 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 海技免状又は無線従事者免許証の写し（海技免許又は無線従事者免許を有している者のみ）

※ ③の健康診断書について、医療機関が発行する診断書（様式）でも提出が可能です。ただし、別紙 2 の検査項目が全て満たされている必要がありますので、ご注意ください。

※ ④、⑤の書類について、様式によって内容が重複する場合には、該当事項を省略することができます。

(2) 申込先

上記の応募書類一式について、封筒表面に「船舶職員採用試験応募書類在中」と朱書きし、郵便局の「簡易書留」扱いにして、以下の宛先に送付して下さい。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部漁政課船舶管理室船員班

6. 受付期間

採用予定数に達するまで随時

7. 受験票の交付

応募書類を受理した場合は、書類の内容を確認後、受験希望職種記入票に登録されたメールアドレス宛に受験票を交付します。なお、交付については、採用試験の実施日時のご連絡後となりますので、ご承知ください。

8. 採用試験の実施日時及び場所

試験日時：応募書類受理後、別途ご案内します。なお、試験は午前中に筆記試験、午後から人物試験を行い、一日で終了します。

場 所：水産庁船員詰所大会議室

東京都中央区勝どき5-10-3（別紙案内図参照）

電話 03-3531-3731

※ 受験者が多数の場合、人物試験の試験終了時刻が遅くなる可能性がありますので、帰宅時に航空機、新幹線等を利用される方にあつては、時間には十分な余裕を持って予約するようにして下さい。

なお、受付の際に、帰宅時の交通手段及び予約状況を確認し、必要に応じて人物試験の試験順を調整しますので、あらかじめご承知おき下さい。

9. 試験科目

(1) 筆記試験（一般教養及び専門教科：120分）

(2) 人物試験（個別面接）

10. 試験当日の携行品

受験票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）及び昼食

（施設内に食堂はありませんが、近隣にはコンビニエンスストア等があります。）

11. 試験結果の通知

試験結果については、受験者本人及び受験者推薦学校に文書により通知します。

12. 採用後の処遇等

国家公務員法及び関係法規（給与法、勤務時間法、共済組合法、災害補償法、旅費法、退職手当法等）の定めるところによります。

（１）給与等

- 採用当初の額は、以下のとおりです。（令和８年４月現在。以下の額は新卒者の場合であり、既卒者は経験年数等により上乘せされます。）

大学専攻科（１年制）卒	297,900 円
大学卒業	291,100 円
高等専門学校又は高等学校専攻科卒業	264,300 円

- 上記のほか、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当…扶養親族のある者に、子ども月額 13,000 円等

住居手当…借家（賃貸のアパート等）に住んでいる者等に、月額最高 28,000 円

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）…１年間に俸給等の約 4.60 月分

地域手当…民間賃金水準の高い地域に勤務する者等に、最高で俸給等の 20%
（東京都特別区の場合）

- 船員作業手当、船員食料手当が支給されます。

- 被服類として、制服、帽子、作業服、作業靴等が貸与されます。

（２）勤務時間・休暇

- 勤務時間は、原則として、１日 7 時間 45 分です。

ただし、航海中は、基本的に１日につき 8 時間、１週間につき 56 時間となり、かつ、１年間で１週間平均 38 時間 45 分となるよう勤務時間が割り振られます。

- 休日は、週休 2 日、祝日及び年末年始です。

ただし、航海中の週休日は停泊中に割り振られ、祝日及び年末年始に勤務した場合には、休日給が支給されます。

- 休暇には、年次休暇（年 20 日（４月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日）、残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）及び介護休暇があります。

13. その他

受験に要する一切の費用は、受験者の負担となります。

(問い合わせ先)

〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

水産庁漁政部漁政課船舶管理室

電話 03-3591-1072 F A X 03-3591-6810

担当：船員班 日隈、金野

E メールアドレス：yumi_hinokuma250@maff.go.jp

会場案内図

水産庁船員詰所
TEL 03-3531-3731

